

2. 「行動計画」の概要

週40時間労働制への円滑な移行のためは、建設業界をあげた取組みが不可欠です。このため、総合工事業と専門工事業との話し合いの場である建設生産システム合理化推進協議会では、次のような内容からなる週40時間制移行に向けての行動計画を申合せました。

(主な内容)

1. 労働時間・週休設定上の対応

- ・週40時間制は、完全週休2日制のほか、1日の労働時間を削減する方法や1年単位の変形労働時間制を活用するなど様々な対応が可能
- ・1日の労働時間や週休の設定は、建設現場の就労の実態を踏まえて行う。

建設省と財建設業振興基金が実施した調査によれば、週40時間制に対応するために4割近くの企業が「1年単位の変形労働時間制を採用する」、「国民の祝日・年末年始・夏休み・GW期間の休日の拡大」と答えています。

2. 総合工事業者において講ずべき条件整備

- ・専門工事業が施工可能な工期、請負金額の確保
- ・現場での労働時間、休日、効率的な工事手順等の協議調整を行う時短協議会の整備

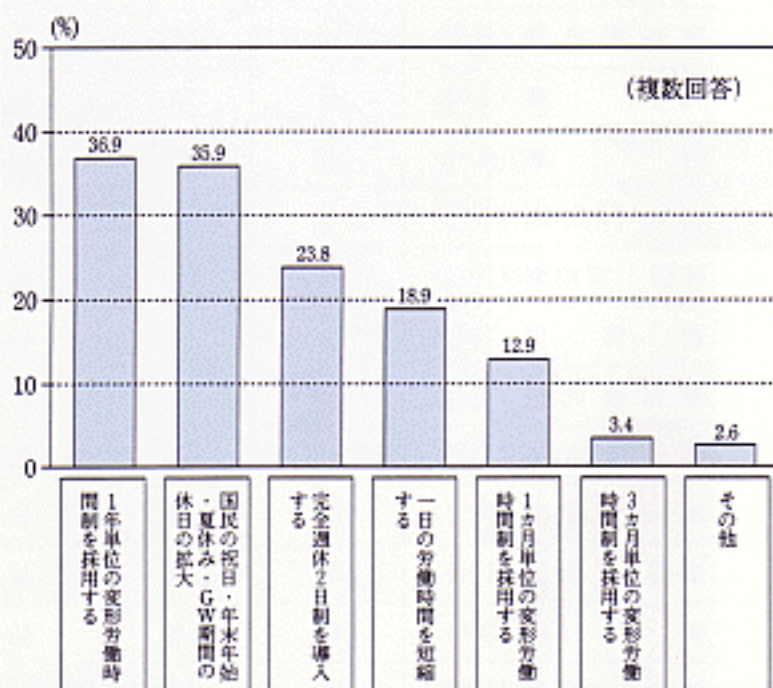
3. 専門工事業者において講ずべき条件整備

- ・時短協議会等を通じた生産性の向上。複数の業種の専門工事業者相互間の円滑な調整
- ・自ら使用する労働者に対する従前の収入水準の確保

4. 建設業において労働時間短縮に取り組む上での実施体制

- ・行動計画の周知徹底
- ・中央、地方での週40時間推進体制の整備

〔所定労働時間週40時間に対する今後の対応（企業）〕



(平成8年11月 建設省、(財)建設業振興基金調べ)